

岩手県告示第610号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する当該車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	大船渡綾里三陸線	大船渡市赤崎町字諏訪前11番7地先から字跡浜50番19地先まで
県道	丸森権現堂線	大船渡市盛町字木町13番1地先から字権現堂15番25地先まで

2 指定する期日 令和7年10月27日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、屈曲部を通行する場合にあっては、徐行しなければならない。